

企画趣旨

「防護・環境・利用の調和した海岸を目指して」

*近藤 悟



1956年、それまで災害復旧が主体であった海岸事業から、疲弊した国土を保全し台風や地震による津波や高潮から海岸背後の人命・資産を計画的に守るため海岸法が制定された。その後の海岸浸食の進行、海岸環境への意識の高まり、海岸レクリエーション需要の増大、地方分権の推進に対処するため、1999年に海岸法が改正された。改正法では、「津波、高潮などの海岸災害からの防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」、「公衆の海岸の適正な利用」が法目的に追加された。併せて、地域の意見を反映した海岸保全の計画制度の創設、防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設等が盛り込まれ、美しく安全で、いきいきした海岸の形成を目指すこととなった。

改正法に基づき2000年5月に、知事が策定する海岸保全に関する基本計画の指針を示す「海岸保全基本方針」が策定された。ここで、防護に関しては、①海岸保全施設の整備だけでなく、防災体制や土地利用の調整等のソフト面の対策を合わせて進める、②侵食海岸において構造物によらない対策も含め土砂の適切な管理を推進する、などと

されている。また、環境に関しては、①喪失した自然の復元や景観の保全も含め、自然と共生する海岸環境の保全と整備を図る、②触れ合いを確保、保全すべき海岸環境についての関係者が共通の認識形成に努める、などとしている。さらに、公衆の適正な利用に関しては、①海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進する、②景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する、などとしている。

国土技術政策総合研究所では、重点的な研究課題として7つの柱と16の研究課題を上げて研究の重点化を図っているところである。これに基づき国土技術政策総合研究所が取り組んでいる海岸関係の研究課題を「防護・環境・利用」の3つの観点から整理すると表-1に整理される。

本特集では、表に示した研究の一部について、その成果を報告するものである。研究成果が現場で活かされ、海岸法の精神が各現場で実現することを期待する。また、よりよい海岸づくりのため、各現場での問題点が国土技術政策研究所へフィードバックしていただくことをお願いします。

表-1 海岸に関連する研究課題総括表

防 護	環 境	利 用
①都市地域の総合的な防災安全性の向上 ・超過外力を考慮した河川・海岸施設及び氾濫制御施設の防災機能評価手法の開発 ・流域・沿岸域の災害ポテンシャル評価手法の開発等 ②広域災害に関する予測・対応の高度化 ・山地流域から河口・海岸にいたる流砂系の土砂移動モニタリングおよび管理技術の開発 ・リアルタイム情報による土砂災害、水害、高潮・津波災害、地震災害の発生・拡大予測技術の高度化等	①快適で憩える美しい東京湾の形成 ・湾内における広域的物質循環の把握と様々な循環健全化対策の複合的实施に対する評価手法の開発 ・沿岸部における劣化生態系の修復技術の開発と環境管理の手法開発等 ②健全な広域水・物質循環系の構築 ・流域及び沿岸域における水・物質循環の解明 ・土砂動態が与える防災・環境面の影響 ・望ましい土砂供給の量・質（粒径）の明確化等	①自然と調和した快適で美しい都市生活環境の形成 ・生態系・景観の「健全さ」「美しさ」に対する人文的視点に立脚した客観的評価指標の提案等
合意形成 ①都市・社会資本の整備における地域との合意形成 ・事例分析による合意形成ノウハウの体系化 ・住民意識を取り込んだ合意形成手法の開発等		

* (注) 日本建設機械化協会常務理事（前 国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部長）